

根岸教授と独禁法を語る会 第3回

2012年3月12日(月)16:00～18:00 きっかわ法律事務所東京オフィス(富国生命ビル15F)

講演者：根岸 哲（きっかわ法律事務所）

司 会：村田恭介（きっかわ法律事務所）

参加者：7名

皆様の貴重な時間を頂き有難うございます。一昨年、昨年に続く3回目で、もう種切れです。重複する部分についてはどうぞご容赦下さい。

1. 日本経済法学会と学界

第2次大戦前から経済法学会は存在しており当初は「日本経済法学会」という名であったが、戦後いろいろな思いがあり「日本」を取り「経済法学会」という名にした。相当年月が経ってからまた「日本経済法学会」という名に戻っている。この経緯は、私も作成に加わった学会のホームページで舟田先生そして金井先生による理事長挨拶に引き継がれている。ご参照願いたい¹。

当初の日本経済法学会は、戦前・戦中の統制経済法を対象としており、とくに戦中は民法も商法の先生方もみんなこれをやっていたが、戦後、そうした先生方はもとの古巣にもどり、経済法を研究する人が殆どいなくなった。わが国の経済自体も戦前のドイツ型統制経済から、戦後の米国型自由市場経済へ変更され、経済法も独占禁止法を主たる研究対象とするようになった。

田中耕太郎先生²が商的色彩論で商法と民法との違いから商法とは何かを定義した如く、戦後しばらくは「経済法とは何か」という議論が盛んであった。定義がなければ何を研究するかが判らないということで、昭和30年代中ごろまで経済法とは何かという類の論文が雑誌を飾っていた。私は、そうした時代の後に学界（研究者のサークル）及び学会に入ったということもあり、この手の議論に参加することはなかったし、そのような議論をする能力もなかったと思う。そもそも経済法は必要だからあるのであって、率直に言ってそれ自体を議論して何の意味があるのかと思っていた。現在の中国では、そうした時代の日本の議論、例えば今村説、正田説を参考にして「経済法とは何か」の議論がなされているようである。もちろん中国でも独禁法ができて³実務が進んできているので、そうした議論は減っていくだろうが、私はそもそも議論をしなかったので中国で根岸説が論ぜられることはない。

前回は申し上げたが私が経済法研究を始めるにあたっては、今村成和先生⁴と龍田節先生

¹ <http://www.jael.jp/html/annai.htm>

² 1890年10月25日生～1974年3月1日没

³ 2007年8月30日公布、2008年8月1日施行

⁴ 1913年7月20日生～1996年10月13日没

⁵の 2 人が恩人であり、また経済法学界の恩人でもある。そもそも、経済法は当時いかがわしい法分野だったので、まともな法分野の人々がこれは大事だと思ってくれないといつまでたってもいかがわしいままである。今村先生は行政法の、龍田先生は商法、会社法の一流学者であり、そうした先生方が独禁法をやっていると、独禁法もいい加減な分野ではなく大事だということになる。

もう 1 人、正田彬先生⁶も経済法学界の恩人である。正田先生はベルリン生れということでドイツ語が自由に操れる先生であった。日本の法律、法学界はドイツ法の影響が大きい。ドイツ民法が変わると日本民法も変わる、学説も変わると揶揄されたほどである。しかし、ドイツ語が自由に操れる学者は限られていた。正田先生はドイツ語がペラペラであることから立派な分野の先生方が非常に頼りにしていた。その正田先生が経済法をやっているということで、民法、刑法等の先生方における経済法に対する評価が高まったといえる。

2. 今村説と正田説

今村先生は、米国反トラスト法の流れに基づくオーソドックスな説を展開され、私も先生の著作をもとに勉強した。東大法学部卒業後三菱商事に勤めたが戦後財閥解体等があり、辞めて東大の特別研究生として田中二郎先生⁷の下で行政法の研究をされた後、公取委の調査課長を勤めた。その後北大に移られた。今村先生自身は行政法を教えたが、経済法の丹宗先生、実方先生を招かれ、同時期に教鞭をとったこともあって北大は経済法のメッカと言われた。今村先生は北大学長も務められ世間的にも有名な先生であるが、一つだけ悪口を言わせてもらえば、ボソボソボソと喋られるので何を言っているか判らなかつたと当時教えを受けた稗貫、向田、来生、和田各先生から聞いたことがある。先生に怒られますが、もし今村先生が現在の法科大学院で教えていれば学生の評価は悪かつたのではないかと思われる。

正田先生は、慶応卒業後労働法の峯村光郎先生⁸の下で助手になり、1953 年から 1959 年まで和歌山大学へ行き、慶応産業研究所に戻って教授となった。その後上智大学、神奈川大学の教授を務めた。確かめたわけではないが、和歌山から慶大産業研究所に戻ったが、法学部に戻らなかつたのはすでに峯村先生のもとで金子晃先生⁹が経済法を担当することが決まっていたからではないかと思う。

ところで私は弟子という言葉が嫌いだが、正田先生は慶大産業研究所におられたため、弟子筋に当たる方が慶大にはいない。当時はドイツに行って教えたりしたようでもある。上智には弟子筋の方を育てられた。例えば、いま岡山大にいる佐藤先生、佐賀大にいる岩

⁵ 1933 年 9 月 6 日生～

⁶ 1929 年 1 月 13 日生～ 2009 年 6 月 1 日没

⁷ 1906 年 7 月 14 日生～ 1982 年 1 月 16 日没

⁸ 1906 年 6 月 26 日生～1978 年 2 月 18 日没

⁹ 1937 年 7 月 31 日生～

本先生は、2人とも早稲田出身者だ。早稲田で講師をされていた正田先生に習い、その後磁石に引っ張られるように上智大学院で先生に習ったのである。先生は上智大理事も務めた。

これは先生から直接聞いた話だが、上智大でも教授定年を65歳にすることになり、先生は理事としてそれを決めた。一方、先生が慶大から移るときの上智の定年は70歳だったので先生自身は70歳までとどまることができたが、決めた人間が止まる訳にはゆかないということで70歳前に上智を退職され、神奈川大学に行かれ学部長も務めたと思う。この異動にはこれも早稲田での弟子筋である現在明治大学におられる高橋岩和先生が尽力されたと思う。

さて正田説は、独自説でその基礎が労働法にあるのではないかと思われる。そもそも支配従属という言葉自体が大変時代があったものであった。まず個別的支配従属関係とは、今日の優越的地位の濫用と符合するものであり、また体制的支配従属関係とは独占とか寡占に符号する概念である。今日、優越的地位の濫用事件が多く、正田説健在なりということであろうか。正田先生によれば、「日本は西欧の市民革命を経ているので市民社会のルールができていない。独禁法により取引主体の自由を確保して競争秩序を維持しなければならない。」ということであった。西欧市民革命を経ているなどといわれると、私はよくわからないので、そんなものなのかと当時は聞いていたように思う。私自身は正田説に従うことは難しかったが、先生は親分肌の人で、自分の意見と違うからといって人を邪険にすることはなかった。むしろかわいがって頂いたと思う。しかし経済法学会の理事長を辞められるときにロシアのプーチンみたいに突然「次は根岸君だ。」と言い出した。私は大いに困って「それは選挙や。」と言って結局選挙を行い、その結果で理事長を引継いだ。その際思わず「貴族から平民になりました。」と挨拶をしたと思う。

正田先生の学問上の継承者は立教の舟田先生だと思う。正田先生が始めた東京経済法研究会も引継いでいらっしゃるが、舟田先生も正田先生もドイツ法を基にしているので考え方が似てくるのではなかろうかと思われる。

3. 正田説に対するコメント

岩波新書「消費者の権利」も公正取引協会「正田教授の独禁法最終講義」も共にご遺稿集である。私は、本年2月号「公正取引」に「最終講義」の書評を書いたので、今日はそこで先生が述べている下記①~⑩に関して、私の考えを述べてみたい。

- ① 公取委は準司法的性格を持つ行政機関であるが、その審判手続は糾問手続であって準司法的手続ではない。

私自身は、審判手続は純粹の訴訟手続ではないが準司法的手続でなければならないという意見で、評釈も書いた¹⁰。これは東芝ケミカル事件の審決に関わった植木委員が、同事

¹⁰ 「公取委の審判手続の公平確保と委員構成 - 東芝ケミカル審決取消訴訟」旬刊商事法務

件審査中の審査部長でもあったことがオカシイということに端を発していた。結局、東京高裁に行ってその通りとなった¹¹。

この東芝ケミカル事件では公取委も審判手続は糾問手続であると考えていたと思う。確かに公取委が調査して、立件して判断するのであるから糾問手続であるともいえるが、私は審判を準司法的に行うことによって公取委の独立性を導きだせるし、審判も意味がでると考えている。

② 競争秩序維持の方策は国によって違う。

「最終講義」に詳しく書かれている訳ではないので正田先生の真意が確認できないが、基本的には私も同じ意見である。研究者も誰も読まないかもしれないし、誰も引用していないが甲南法学に『「競争法」のグローバルスタンダード論に関する覚書』¹²を書いたので何かの折にご参照願いたい。

東大法学部の助手論文を読むと判るが、今でも若手研究者は、外国ではこうでこうで、日本ではこうなっていない。よって外国のこういう点から示唆がうけられるという風に書いている。これは明治以来の論文を書く場合の伝統的作法であるが、外国がこうであるから日本もこうあるべきという論調はオカシイのではないか。昨今のグローバルスタンダード論はこのようなモノではなかろうか。

③ 不当な取引制限の本質は事業活動の相互拘束行為ではなく共同遂行行為にある。

不当な取引制限の定義は 2 条 6 項にあるが、「・・・相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより・・・」という行為要件に関して、現在の判例通説では相互拘束が主であり、共同遂行は付け足しということになっている。正田先生は、「同調的値上行為は不当な取引制限に該当する場合があるが、これを捕捉するために相互拘束ではむずかしいので、共同遂行行為で捕捉すればよい。共同遂行行為もまた別個の行為要件である。」という考え方であった。私は、同調的値上行為そのものを不当な取引制限として捕捉されたら企業はたまらないと考えている。

新聞販路協定事件¹³で、公取委は新聞発行本社と販売業者との不当な取引制限として立件したが、東京高裁で縦のカルテルは認められず、販売業者同士の不当な取引制限のみ認められた。発行本社が入らなければ纏まらなかったのが縦のカルテルも認めるべきではなかったかというのが私の考えである。この根拠として共同遂行が使えるということである。北海道バター事件¹⁴でも公取委は縦の関係の不当な取引制限として立件したが、同意審決

1353 号、P.2-8、1994 年 4 月

¹¹ 平成 6 年 02 月 25 日東京高判 平成 4 年（行ケ）第 208 号

¹² 甲南法学 11、P.651~669、2011 年 3 月

¹³ 昭和 28 年 3 月 9 日東京高判

¹⁴ 昭和 25 年 9 月 18 日同意審決

で終わりこの点は明確にならなかった。

共同遂行が別個の行為要件であるという考え方は、後に談合刑事事件で復活する。入札談合は基本合意と個別調整で出来上がっているが、基本合意がなければ捕まえることはできない。しかし基本合意が相当昔に成立したということになると、時効の問題が出てくる。不当な取引制限は基本合意で既遂となるという考え方が主流であるが、不当な取引制限の罪は例えば窃盗罪と同じ状態犯であるのか、監禁罪とおなじ継続犯であるのかというと、刑法学者の大方は状態犯であるという。ところが状態犯であれば、時効となって不当な取引制限の罪で捕まえられない。そこである裁判所は継続犯であるとし、ある裁判所は状態犯であるが基本合意は年度毎に形成されたという解釈をして不当な取引制限の刑事事件を処理した¹⁵。このときに、刑事法の学者は正田説に飛びついたと思う。

④ 入札談合では基本合意ではなく個別合意を問題とすべきである。

この問題については、多摩談合事件最高裁判決¹⁶で不当な取引制限を構成するのは基本合意あって個別合意(調整)ではないということで決着がついている。補足すれば、不当な取引制限を個別合意(個別調整)で捉えるとする場合に注意しなければならないのは、刑法の談合罪と不当な取引制限罪の量刑の違いである。前者は2年/200万円で、後者は5年/500万円である。入札談合で個別合意のみを問題とすると何故談合罪ではなく不当な取引制限罪を適用するのかという疑問が出てくる。基本合意がない一回限りの談合と基本合意があって、それに基づき行われる談合ではおのずと取扱いが違う。

しかし個別調整から基本合意を推認することができる。また個別合意があるから、排除措置命令も出せるのであり、課徴金も課すことができるので個別合意を無視していいということではない。

⑤ 輸出取引分野の競争秩序の維持は日本の独禁法の役割ではない。

これはかつて化学繊維がドイツ向けに大量輸出されたときに独禁法で輸出カルテルを取り締まったことを問題にしている¹⁷。本来輸出先のドイツの独禁法の問題であり、輸出元の日本の独禁法を適用することはおかしいという考え方である。基本的にはそれで良いと思われるが、しかし、理論的にいうと輸出カルテルは輸出入取引法の適用除外になっており、輸出カルテルを行うことは違法であり、その輸出カルテルを外国事業者と取り決めたことは独禁法の禁止する国際契約締結違反という考え方も出てくる。

適用除外規定には確認的適用除外規定と創設的適用除外規定があり、前者は元来独禁法上違法でないことを確認するもの、後者はその規定が適用されて始めて独禁法違反でないとされるものである。もし前者であれば、輸出入取引法により輸出カルテルは禁止されて

¹⁵ 平成9年12月24日東京高判、平成12年9月25日最決 第1次水道メーター事件

¹⁶ 平成24年2月20日最判 新井組ほか3名による審決取消請求事件

¹⁷ 昭和47年12月27日勧告審決 化合繊国際カルテル事件

いると言い切るのは難しいことになる。

- ⑥ 国際カルテルに参加する日本の事業者だけを相手に排除措置命令を出すことができることによって国際カルテルが事実上なくなるといとう意味で、6条は外国の研究者に評価されている。

正田先生は外国でも有名な先生で、「6条が外国研究者に評価されている」ということを早めに知っていればぜひ先生に確かめたかった。要は国内事業者と外国事業者が国際カルテルをやっている国内事業者に国内カルテルを辞めろと命じれば、国内事業者は是に従いカルテルを辞めるので外国事業者に辞めろと言わなくともカルテル中止命令の実効が確保できる、ということであろう。

不公正な取引方法に関する6条適用事件としては天野製薬／ノボ事件¹⁸が有名で、違反者がノボで天野製薬は被害者であった。公取委は天野製薬に対して契約を破棄しろといったので天野製薬はよろこんで破棄した。ノボはこれに対して契約の一方の当事者を無視して決定することはケシカランとして高裁、最高裁に訴えたが、原告適格なしで却下された。行政事件ではなく、民事事件として当事者同士がやれということであった。さすがに適正手続としては問題がある解決であったと思う。

その後平成14年の独禁法改正により書類送達方法として公示送達が認められるようになり¹⁹、BHPブリトンの企業結合案件、ブラウン管カルテル事件などでは、公示送達が用いられた。従って、現在は公示送達が設けられたし、外国事業者も公取委が何か言ってくれば日本の弁護士を代理人として指定して対応するようになったので、6条を使わなくとも域外適用が可能となった。公取委も6条を使っていないし、6条の存在意義が薄くなったということである。

- ⑦ 不公正な取引方法は、市場に与える影響は問題にしておらず、行為の性格が問題となる。

これは正田先生の真骨頂である。先生の考えでは優越的地位の濫用が不公正な取引方法の中心であるから市場を考える必要がない。しかし現在では、優越的地位の濫用及び欺瞞的顧客誘引などを除き、不公正な取引方法についても市場の画定が要るということだ。

優越的地位の濫用について、私はいつも岐阜信用組合事件²⁰を引き合いに出すが、信用組合と提灯屋さんは一対一の関係で市場は関係ない、三井住友銀行事件²¹も同行とデリバティブ金融商品を買わされた中小企業は一対一の関係で市場は関係ない。

- ⑧ 安全性は直接規制の対象とするべきで独禁法に入り込ませるべきではない。

¹⁸ 昭和50年11月28日最判

¹⁹ 独禁法70条の18

²⁰ 昭和52年6月20日最判

²¹ 平成17年12月26日勧告審決

これは先に説明した東芝エレベータ事件に関するもので、確かに第一審の大阪地裁では不法行為では安全性が関係するが、独禁法では安全性は関係ないと判示していた。再販価格事件の和光堂事件最高裁判決での公正競争阻害性の解釈に依拠したが、大阪地裁はこの解釈を誤ったのではなかろうか。大阪高裁では独禁法上安全性も考慮要因の1つであるとされた。

正田先生がおっしゃりたかったことは、安全性は直接法律より規制すべきであり、法律上安全基準をクリアーしているのに自主規制でそれを強化するのは問題であるということであった。エアソフトガン事件²²では、安全性基準を事業者団体がつくり会員に守らせようとしたが、実はそれは一匹狼の競争者のいじめ目的、集団ボイコット目的で行われており、こういう法律を超えた安全性の自主基準はだめだということではなかろうか。

⑨ 著作物再販制度のうち、新聞と週刊誌は廃止し、書籍については維持すべきである。

23条4項の適用除外について見直しが行われた際、私も検討会に参加したが、主たるメンバーの鶴田、三輪、金子先生の3名が国会に呼ばれた。一方読売新聞の渡辺氏も呼ばれ、3名は彼から文化を知らない輩であると評されたものである²³。三輪先生は面白い方で「新聞は生活必需品だ。」という発言に対して「トイレトペーパーと同じである。」とコメントして、相手がますます怒ったという話がある。

正田先生は、そもそも東販と日版が書籍の流通を牛耳っているので、これと対抗するためには書籍に再販制度を残しておかなければならないという意見であった。いまでは電子書籍もあり事情も変わってきた。

そもそも昭和28年改正の時にできた制度で、何故できたかというとその当時は新聞、雑誌、書籍、レコードは定価販売が行われていたということに過ぎない。文化推進維持などという高尚な目的でできた条文ではない。レコードについてはテープもCDもということで合計6品目になったが、本条項は、今やあまり重要ではないと考える。

⑩ 外国事業者の輸入総代理店に対する再販売価格維持行為は原則適法とすべきである。

これは私も同意見である。流通取引ガイドラインでは再販は当然違法となっているが、外国事業者が総代理店である日本の事業者の販売価格を決めること、そして粉ミルクメーカーが総代理店の和光堂の販売価格を決めることについてそもそも問題になることはおかしい²⁴。

4. 近年の学説

²² 平成9年4月9日東京地判

²³ 第136回国会 規制緩和に関する特別委員会 第9号

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/136/0580/13606050580009c.html>

²⁴ 昭和50年7月10日最判

舟田、金井、川濱、泉水、白石各先生の名を挙げさせて頂く。それぞれ表現の違いがあるものの、学説に大きな違いはない。

ただ、白石先生は日本の優越的地位の濫用は、欧州競争法 102 条の搾取的濫用と同趣旨であると述べている。従って白石説によれば、優越的地位の濫用において非常に狭い市場を画定することになる。

5. 独禁法の方向性

欧米スタンダードとの乖離は独禁法の後進性とか辺境性を表すものではない。不公正な取引方法の禁止の存在は欧米と異なるが、欧米も似たような条文を持っている。但し、優越的地位の濫用はない。むしろ別の法律で持っている。これを夾雑物のように言う人がいる。とくにグローバルスタンダード論者に多い。あるものはあると受け止め運用してゆくべきであろう。確かにこの規制が表通りを大手を振って歩くことはおかしいが、裏通りを歩いたり、やや顔を下に向けて表通りを歩くことでよいのではないか。

弁護士秘匿特権など適正手続に欠けている、審判制度が廃止などいろいろ変更を加えてゆこうとすることは解る。しかし米国は刑事罰、欧州は巨額な制裁金などがあるからこそ、防御策も必要なのであって日本とは事情が違うのではないか。

6. 公取委の存在感と独禁法の国際的認識度

公取委の委員長、委員が ICN、OECD、海外競争当局との会合で発言することが増大した結果、存在感を高めることになった。国際的な場で発言することで存在感を高めたことは称賛に価する。

弁護士も、外国で勉強してきた方々を中心に ICN、ABA、そして私と司法修習同期の川村弁護士が会長を務めている IBA などで発言・活躍している。

研究者も活躍すべきであるが、私自身は英語が下手であるのを棚に上げて大学院生にけしかけた。一般論であるが、女性研究者の方がこれによく対応しているが、男性研究者は必ずしも十分に対応していないきらいがある

白石先生は英語を自由に操り ICN 京都大会で優越的地位の濫用について報告された²⁵。米国は、それは契約の問題だ、ドイツ、フランスは問題解決の必要性を認め、新興国は優越的地位の濫用規制に大賛成であった。台湾、韓国は独禁法の中にあり、インドネシアは、法がないにもかかわらずカルフルを、実質的に優越的地位の濫用で規制したということであった²⁶。国際的な場でこの報告は非常に重要であった。

²⁵ 白石忠志「優越的地位濫用規制をめぐる京都総会プログラム」公正取引 693 号、2008 年 7 月

²⁶ 西村多嘉子「優越的地位の濫用規制の今日的意義～ICN を手がかりに」大阪商業大学論集第 5 巻第 1 号（通号 151・152 号合併号）2009 年 5 月

7. 公取委の重点的・特徴的執行

カルテル・談合については、一企業向けカルテル・談合の摘発が増加している。光ファイバーケーブル事件²⁷、電力用電線事件²⁸、自動車用ワイヤーハーネス事件²⁹、任天堂DS又はDS Lite向け液晶パネル事件³⁰などである。

優越的地位の濫用については、山陽マルナカ事件³¹、トイザラス事件³²、エディオン事件³³など課徴金事件が続いている。

知財・公益事業関係では、マイクロソフト非係争条項事件³⁴、クワルコム非係争条項・無償ライセンス事件³⁵、NTT東マージンスクイーズ事件³⁶、JASRAC放送包括利用許諾条項事件³⁷がある。

域外適用では、外国事業者に初めて3条後段を適用したマリンホース事件³⁸、外国事業者に初めて課徴金納付命令を発したブラウン管カルテル事件³⁹、報告命令を公示送達したBHPビリトン・リオティント事件⁴⁰がある。

8. 独禁法の戦略的利用増加

リニエンシー申請の順位争い、弁護士を起用して社内調査を実施し、おかしいことがあれば即リニエンシー申請をすることで、2番手以降を陥れるという利用法がある。また公取委へ申告し、排除措置命令を待つて直ちに損害賠償請求、差止請求するものとして、インテル事件⁴¹、USEN対キャンシシステム事件⁴²、グリー対DeNA事件⁴³、ソフトバンク対

²⁷ 平成22年(措)第11号～第14号

²⁸ 平成22年(措)第1号～第7号

²⁹ 平成24年(措)第1号～5号

³⁰ 平成20年(措)第20号

³¹ 平成23年(措)第5号

³² 平成23年(措)第13号

³³ 平成24年(措)第6号

³⁴ 平成16年(判)第13号

³⁵ 平成21年(措)第22号

³⁶ 平成22年12月17日最判 平成21年(行ヒ)第348号

³⁷ 平成21年(措)第2号及びこれを取消す平成21年(判)第17号

³⁸ 平成20年(措)第2号

³⁹ 平成21年(措)第23号

⁴⁰ 平成20年9月24日 公取委事務総長定例会見「BHPビリトンの審査状況について」

⁴¹ 日本AMD発表

http://www.amd.com/jp/press-releases/Pages/Press_Release_99764.aspx

⁴² 東京地判 平成20年12月10日 平成17年(ワ)第13386号、第15368号

⁴³ 知財高裁 平成24年8月8日

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120810141349.pdf>

NTT東・西事件⁴⁴、セブンイレブン加盟店対本部事件⁴⁵がある。

株主代表訴訟の和解において、原告側弁護士を入れた外部調査委員会の設置（いわゆる大林組モデル⁴⁶）も盛んである。

9. 注目される国際動向

国際カルテル事件は相変わらず注目度が高い。リニエンシー申請者の了承を得て当局間で情報のやり取りをすることが一般化しているようだ。またリニエンシー申請をすると米国司法省による罔捜査の強要もありうる。

欧州委員会ガイドライン 2011 年⁴⁷でも述べているが「競争事業者間の情報交換自体が違法」となる場合がある。これは厳しい解釈である。一方で、リージン事件米国最高裁判決⁴⁸の影響を受けて、再販売価格の合意は当然違法から合理の原則へ変化しつつある。

欧州委員会ガイドライン 2011 年の標準化協定に関するセーフハーバー条件は、①標準策定への参加制限、②標準採択手続きの透明性、③標準実施に不可欠な知財の参加者による誠実開示、④当該標準へのアクセスをFRAND条件⁴⁹で行うこと。これらが満たされていれば訴追しないというものである⁵⁰。

尚、新薬メーカーによるジェネリック医薬品の参入妨害、具体的にはリバースペイメントで参入させないことを義務付けることがある⁵¹。米国ではFTC法第5条で規制しようとするがうまくいっていない。欧州は102条違反で取り締まっている。

今日のご質問を受けずにごずっとお話をさせて頂いたので、何かあればどうぞお願いします。

以上

⁴⁴ ソフトバンク発表 2011年11月18日

http://www.softbankbb.co.jp/ja/news/press/2011/20111118_01/

⁴⁵ 日経朝刊 2012年1月21日

⁴⁶ 森岡孝二「大林組株主代表訴訟の和解事例ー株主オンブズマン 今後の動向とその考え方」資料版商事法務 2011年3月

⁴⁷ 同ガイドライン第2章の“General Principles on the competitive assessment of information exchange” Official Journal C011, Jan.14, 2011

⁴⁸ Leegin Creative Leather Products, Inc. v. PSK, Inc. No.06-480, Decided June 28, 2007

⁴⁹ Fair, Reasonable And Non-Discriminatory

⁵⁰ 同ガイドライン第7章の“Standardisation Agreements”

⁵¹ 中川晶比児「後発医薬品参入と法制度間調整：薬事規制、知的財産法と独占禁止政策」知財研紀要 2007